

日本高専学会「活動奨励賞」規程

高専学生の活動意欲向上および全国高専の発展のため、特に優れた活動を行ったと認められる本科生または本科生を中心とする団体を表彰すべく、日本高専学会奨励賞の中に「活動奨励賞」を設ける。なお、当賞の授与は、当規程により行う。

1. 表彰対象

- (1) 表彰対象者は、『日本高専学会誌』(特に学生のページ)に掲載された活動を行った、募集年度に高等専門学校に在籍する*本科生または本科生を中心とする団体とし、毎年度、若干名を表彰する。ただし、募集時に学会誌に掲載がされていない活動を行っている本科生および団体も応募することは認めるが、授賞が決定した場合には学会誌へ投稿を行わなければならない。
- (2) 表彰対象となる活動は、高専の学生にふさわしく、継続的に地道に行われ、高専にとって有意義な諸活動を主なものとし、分野等により表彰制度等が存在しない研究活動を含む。
- (3) 本賞の趣旨から、かつて本賞を授与した個人または団体への重ねての授与は原則として行わない。

※ 募集は原則として2月に開始し翌年度5月まで行うが、対象となる本科生は応募を開始した年度に在籍している者を指す。なお、審査は翌年度6月に行われるため、対象学生が審査時に高専に在籍していない場合も応募は可能である。

2. 推薦方法

本賞への推薦は、関係する高専教員からの推薦によるものとし、本科生本人からの申請は認めない。なお、推薦教員は、以下の書類等各1部をPDFファイルにして、定められた期日までに表彰選考委員長にメール等で提出する。

- (1) 必要事項を記入した所定の申請書
(様式1：日本高専学会「活動奨励賞」推薦書等一式)
- (2) 推薦活動を具体的に示す諸資料

3. 審査方法

審査においては、本科生の地道な活動を拾い上げることを趣旨とし、表彰により、

更なる活動の継続と活発化を促すことを期待する。よって、「優れた研究活動」を単純に表彰対象とはしない。なお、審査は表彰選考委員会が中心に行う。

4. 日程について

- (1) 2月初旬にメールマガジン等により募集を開始し、併せて学会誌第2号に同内容を掲載し、周知を図る。また、申請の締切は5月中旬とし、提出書類等は期限必着とする。
- (2) 6月初旬に、審査等を行い、授賞者を決定する。

5. 表彰について

- (1) 8月下旬頃に開催される「年会講演会」において表彰を行い、授賞者に賞状と副賞を授与する。なお、表彰式に出席できなかった者については、推薦者宛に賞状と副賞を発送する。
- (2) 授賞者に年会講演会での受賞講演と年会講演論文集への活動概要の投稿を依頼することがある。

付則 この規程は、平成26年8月29日から施行する。
この規程は、平成29年12月9日から施行する。